

平成28年度〈第1回〉鳥取県道路鉄道連絡会議

〈出席者一覧表〉

構成	所属	役職	氏名
会長	国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	事務所長	田宮 佳代子
副会長	国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	副所長	(代理) 赤星 剛
	国土交通省 中国運輸局	鉄道部 技術課長	田中 茂
	鳥取県 県土整備部	道路企画課長	山内 政己
	西日本高速道路株式会社 中国支社	米子高速道路事務所長	山本 敏彦
事務局	鳥取県	道路企画課長補佐	米田 憲司
	鳥取市	道路課主査	(代理) 長谷川 幸彦
	倉吉市	建設課長	小谷 卓徳
	八頭町	建設課 主幹	(代理) 年岡 英夫
	智頭町	地域整備課長補佐	(代理) 山本 洋敬
	湯梨浜町	建設水道課長	小林 長志
	琴浦町	建設課長補佐	(代理) 石賀 勝
	北栄町	地域整備室長	(代理) 梅原 健
	大山町	建設課長補佐	(代理) 小倉 祥司
	日野町	建設水道課 主任	(代理) 瀬崎 将太
	西日本旅客鉄道株式会社 米子支社 山陰地域振興本部	まちづくり計画課長代理	加村 新治
		まちづくり計画課 主任	廣瀬 貴裕
	智頭急行株式会社 運輸部	施設課長	岡村 修身
	若桜鉄道株式会社 鉄道部	鉄道部長	今井 光秋
	王子製紙株式会社 米子工場 事務部 総務担当	事務部 マネージャー 製品物流担当課長	門脇 浩二
		事務部 総務担当課長代理	落部 千明
オブザーバー	国土交通省 中国地方整備局 道路部	地域道路調整官	田中 敏彦
	国土交通省 中国地方整備局 道路部	道路保全企画官	沢口 俊樹
事務局	国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	副所長	姫村 幸造
		保全対策官(道路管理第二課)	岡本 勝彦
	鳥取県 県土整備部 道路企画課	維持担当係長	椎木 孝三
	西日本高速道路株式会社 中国支社 米子高速道路事務所 統括課	統括課長	久保 謙吾
保全サービス 統括課 主任		松島 保博	

【 配 席 表 】

〈 平成28年度 〈第1回〉 鳥取県道路鉄道連絡会議 〉

《 場 所 》 鳥取河川国道事務所 1階 会議室

正面(ホワイトボード)

鳥取河川国道
事務所



鳥取県



西日本高速道路
株式会社



事 務 局

西日本高速道路
米子高速道路
事務所長



鳥取県
道路企画課長



鳥取河川国道
事務所長



倉吉河川国道
事務所長



中国運輸局
鉄道部
技術課長



中国地方整備局
地域道路調整官



中国地方整備局
道路保全企画官



鳥取県



鳥取市



倉吉市



西日本旅客鉄道
株式会社



智頭急行
株式会社



若桜鉄道
株式会社



王子製紙
株式会社



日野町



八頭町



智頭町



湯梨浜町



琴浦町



北栄町



大山町

受 付
(出席者確認)

マスコミ

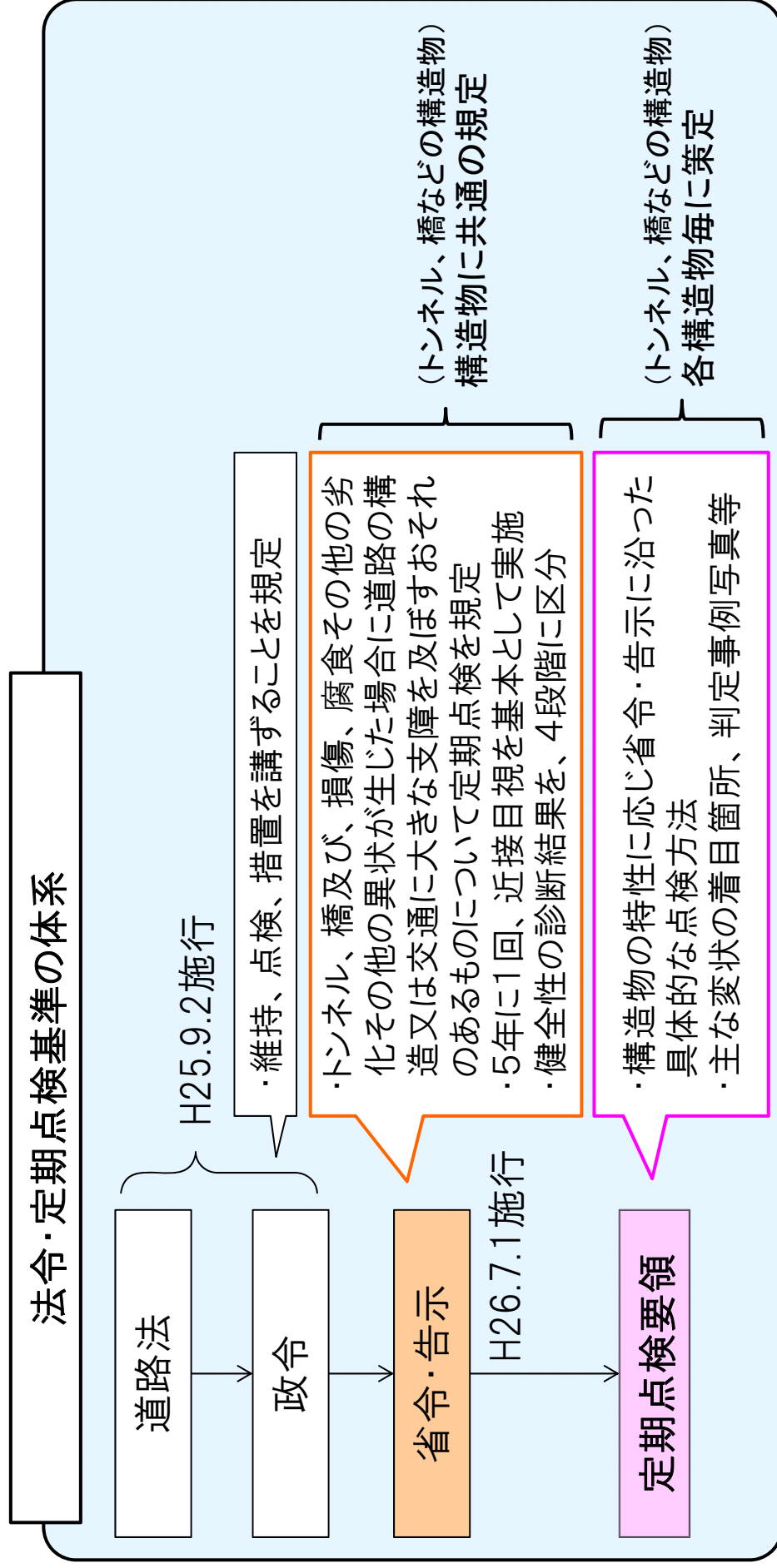
出入り口

跨線橋の点検及び修繕の計画的実施 に関する省令・通達の概要

省令・告示・定期点検基準の体系

資料1

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)

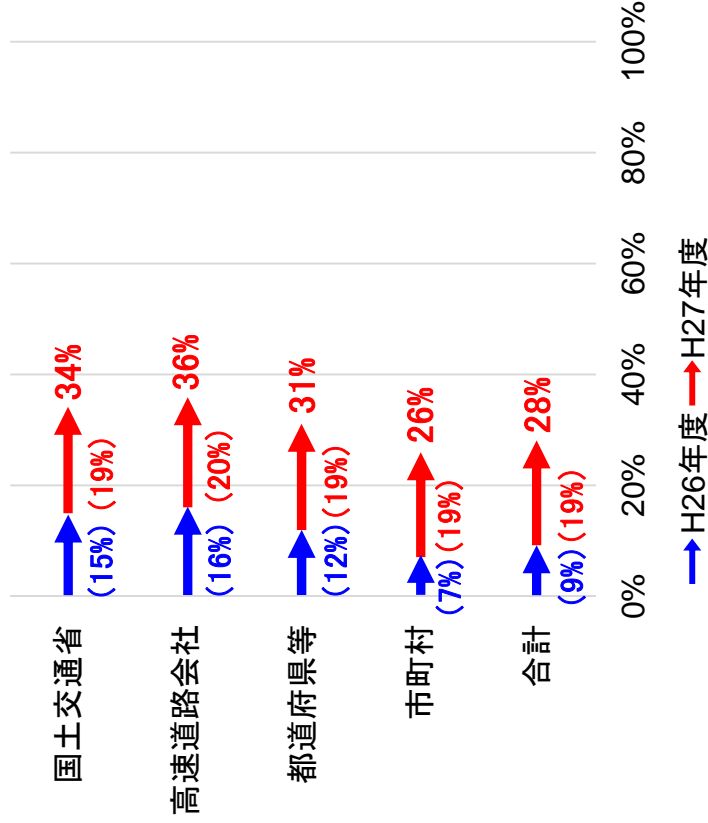


平成26・27年度橋梁点検結果(道路管理者別)

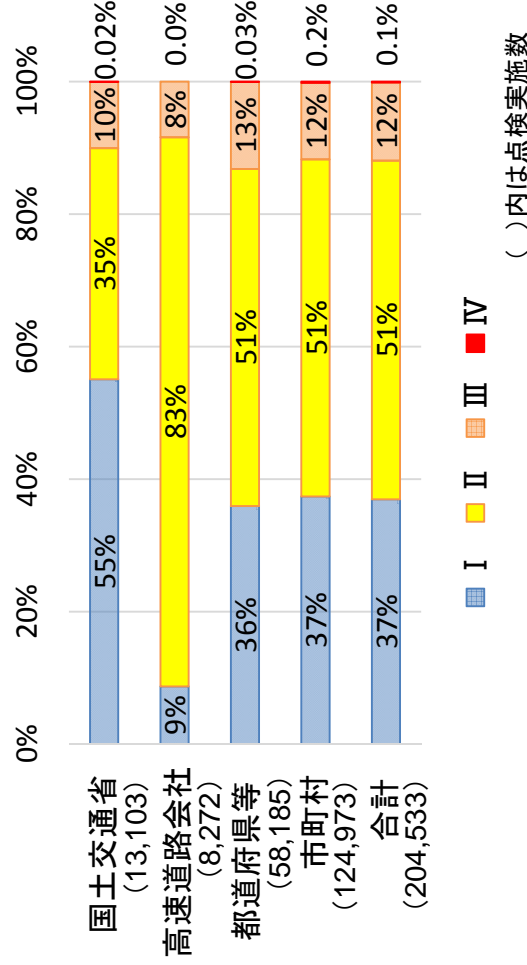
資料1

- H26年7月からの定期点検が本格化し、平成26・27年度で橋梁約28%、トンネル約29%、道路附属物等約37%の点検が完了。
- 点検を実施した橋梁のうち、約12%は早期に修繕が必要。

点検実施率



点検結果



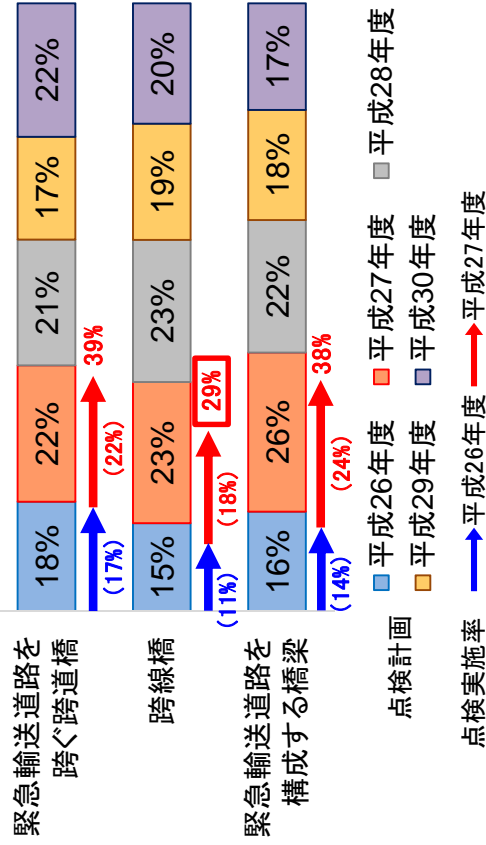
- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

平成26・27年度橋梁点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

資料1

○ 第三者被害の予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約29%であり、点検した跨線橋のうち約22%は早期に修繕が必要。

点検計画と点検実施率



点検結果 (H26・27累積)



※点検計画は平成26年12月時点で策定
 ※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

通達の背景・目的

- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成28年3月）（衆）「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
（参）「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正（平成28年10月28日公布、12月1日施行）

➤ 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道事業者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道事業者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。

- 道路管理者に対し、道路局長より通達を発出（平成28年10月28日）
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出（平成28年10月28日）

道路鉄道連絡会議の位置付け

資料1

上の管理者 下の管理者	高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
	高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	その他	鉄道
高速会社						
直轄		道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】			跨道橋 連絡会議 【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】	(仮称) 道路鉄道 連絡会議 【道路メンテナ ンス会議の下部組織】
公社						
都道府県 市区町村						
道路法外	その他		個別協議			
	鉄道					

対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋(跨線橋)
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋(跨道鉄道橋)
- ※跨道鉄道橋は本通達の対象外であるが、道路鉄道連絡会議では必要に応じて対象とする。

構成員

- 地方整備局(道路部、直轄事務所)
- 地方運輸局(鉄道部)
- 地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)
- 高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速)
- 鉄道事業者

役割

- 点検計画、修繕※計画等の調整(※修繕には耐震補強を含む)
- メンテナンスに関する情報共有
- 耐震補強に関する情報共有
- その他要望、要請事項、意見交換等

鳥取県道路鉄道連絡会議（仮称）規約【案】

（名 称）

第1条 本連絡会議は、「鳥取県道路鉄道連絡会議」（以下「連絡会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 連絡会議は、鳥取県道路メンテナンス会議規約第4条第4項に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、鳥取県内における次条に規定する対象施設について、道路管理者及び関係する鉄道事業者間で協議・調整を行うことにより、鳥取県内の安全かつ円滑な交通の確保及び対象施設の予防保全・メンテナンスの強化等を図ることを目的とする。

（対象施設）

第3条 対象施設は、鳥取県内の鉄道を跨ぐ全ての道路法の道路橋とする。なお、必要に応じて道路法の道路を跨ぐ鉄道橋を対象とする。

（協議・調整事項）

第4条 連絡会議は、その目的を達成するため、対象施設に係る次の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。

- 一 対象施設の維持管理等に係る情報共有に関すること。
- 二 対象施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 対象施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他対象施設の管理に関連し、会長が必要と認めた事項に関すること。

（構 成）

第5条 連絡会議は、別表に掲げる、関係機関をもって構成する。

2 連絡会議には、会長及び副会長4名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、中国運輸局鉄道部技術課長、鳥取県県土整備部道路企画課長、西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

（会議の運営）

第6条 連絡会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 連絡会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

（開催頻度）

第7条 年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

（事務局）

第8条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所道路管理第二課、鳥取県県土整備部道路企画課、西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所統括課に置く。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

（附 則）

この規約は、平成29年 月 日から施行する。

鳥取県道路鉄道連絡会議

構成員 一覧表

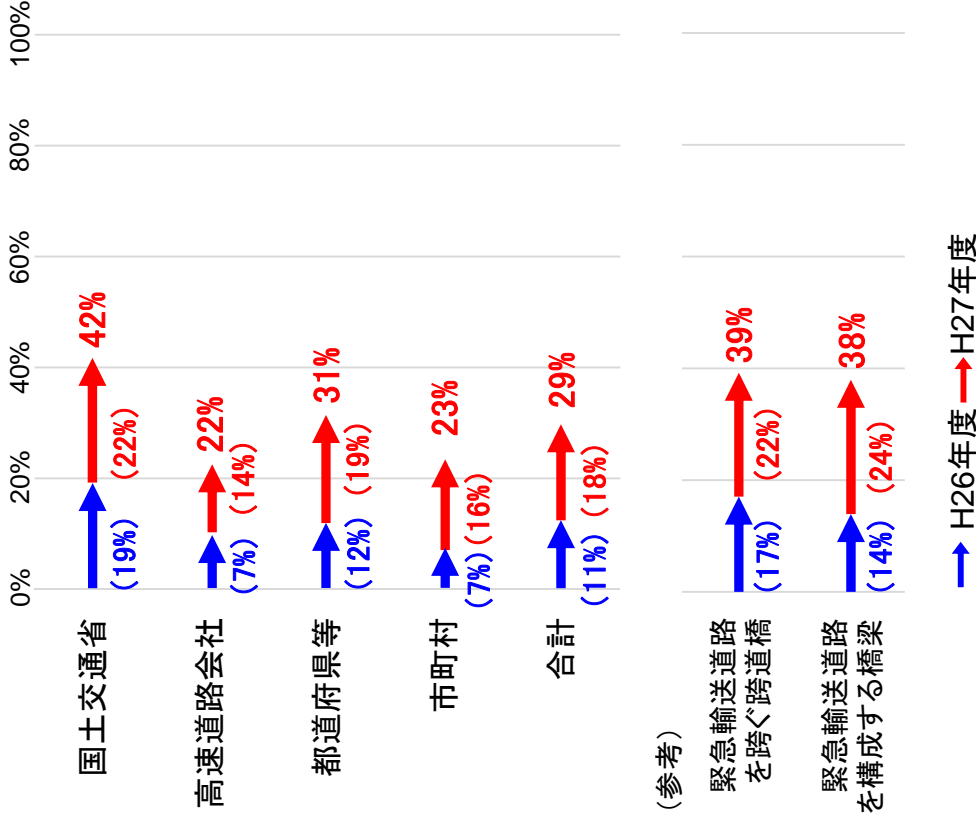
	所 属	役 職	備 考
会長	国土交通省 中国地方整備局	鳥取河川国道事務所長	道路管理者
副会長	国土交通省 中国地方整備局	倉吉河川国道事務所長	道路管理者
	国土交通省 中国運輸局	鉄道部 技術課長	鉄道管理者
	鳥取県 県土整備部	道路企画課長	道路管理者
	西日本高速道路株式会社 中国支社	米子高速道路事務所長	道路管理者
	鳥取市	道路課長	道路管理者
	倉吉市	建設課長	道路管理者
	八頭町	建設課長	道路管理者
	智頭町	地域整備課長	道路管理者
	湯梨浜町	建設水道課長	道路管理者
	琴浦町	建設課長	道路管理者
	北栄町	地域整備課長	道路管理者
	大山町	建設課長	道路管理者
	日野町	建設水道課長	道路管理者
	西日本旅客鉄道株式会社 米子支社 山陰地域振興本部	まちづくり計画課長代理	鉄道事業者
	智頭急行株式会社 運輸部	施設課長	鉄道事業者
	若桜鉄道株式会社 鉄道部	鉄道部長	鉄道事業者
	王子製紙株式会社 米子工場 事務部	製品物流担当課長	鉄道事業者
オブザーバー	国土交通省 中国地方整備局 道路部	地域道路調整官	
	国土交通省 中国地方整備局 道路部	道路保全企画官	
事務局	国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路管理第二課		
	鳥取県 県土整備部 道路企画課		
	西日本高速道路株式会社 中国支社 米子高速道路事務所 統括課		

跨線橋の点検結果

跨線橋の点検実施率及び点検結果(道路管理者別・全国)

資料3

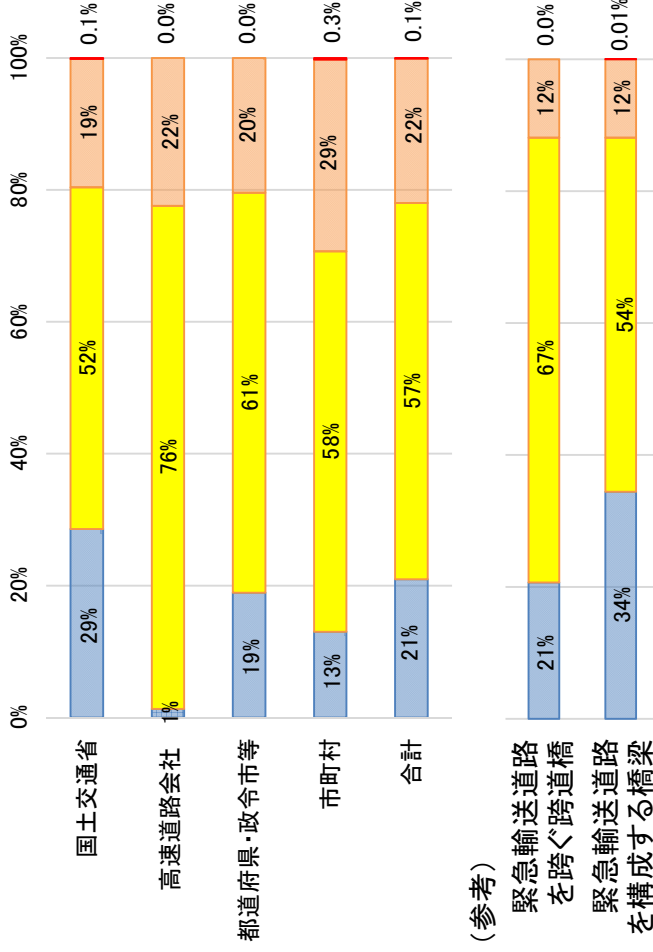
点検実施率(H26・27累積)



()内は各年度の点検実施率

※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出
 ※四捨五入の関係で各年度の点検実施率の合計が累積実施率と異なる場合がある

点検結果(H26・27累積)



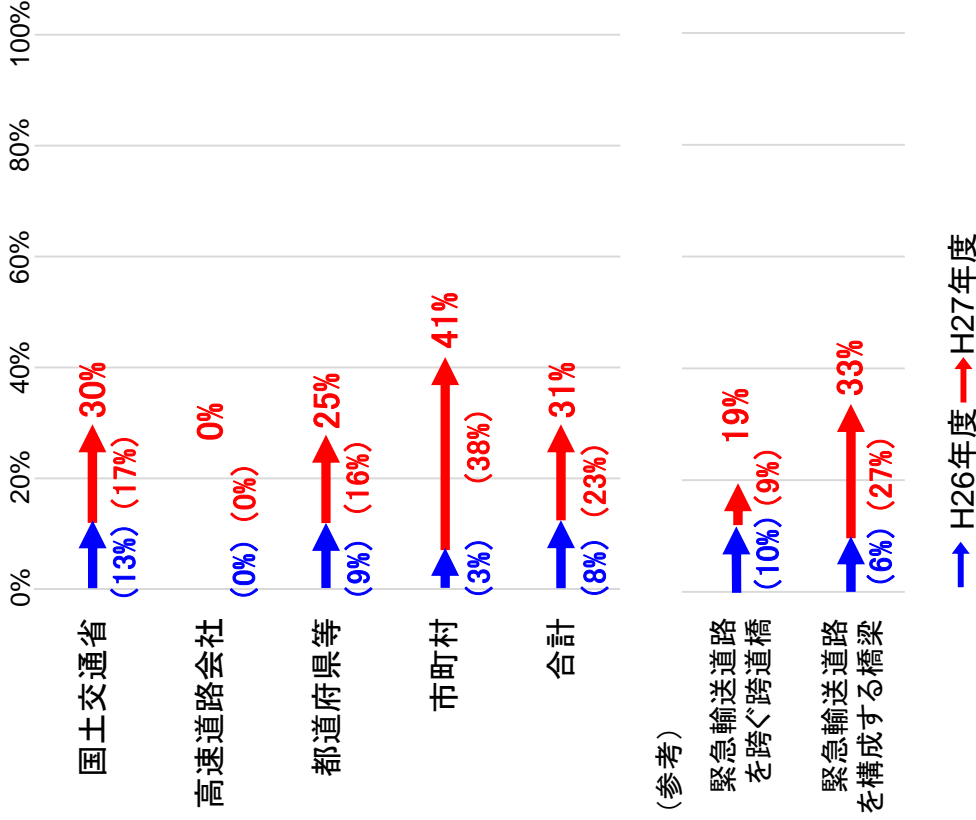
(参考)

- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

跨線橋の点検実施率及び点検結果(道路管理者別・鳥取県)

資料3

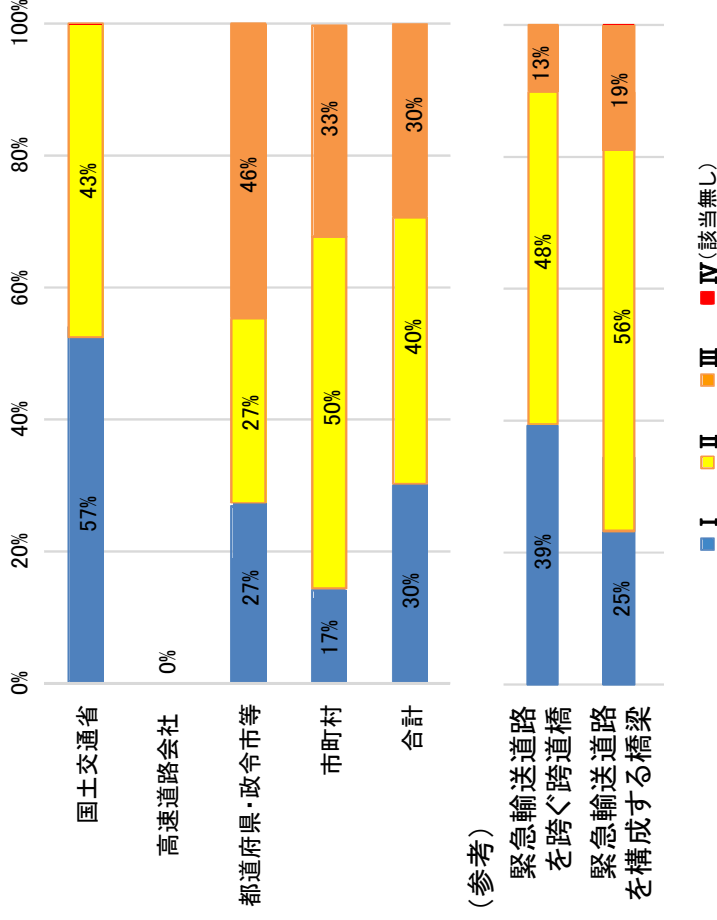
点検実施率(H26・27累積)



()内は各年度の点検実施率

※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出
 ※四捨五入の関係で各年度の点検実施率の合計が累積実施率と異なる場合がある

点検結果(H26・27累積)



- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

跨線橋の点検結果及び修繕状況

資料3

〈 西日本旅客鉄道株式会社 米子支社 〉

No.	整理番号	跨線橋名	(フリガナ)	路線名	架設年次(西暦)	橋長(m)	幅員(m)	管理者	行政区域		関係する鉄道事業者	点検・修繕		
									都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
1	3	本庄跨線橋	(ホンジヨアコセンキョウ)	国道9号	2011	188.0	12.9	国交省(鳥取)	鳥取県	岩美郡岩美町本庄	西日本旅客鉄道(株)	未	済	未
2	5	徳吉跨線橋(上り)	(トクジコセンキョウ(ホリ))	国道29号	1995	377.4	9.3	国交省(鳥取)	鳥取県	鳥取市徳尾字蛇尾ノ三	西日本旅客鉄道(株)	I	不要	—
3	6	徳吉跨線橋(下り)	(トクジコセンキョウ(タリ))	国道29号	1980	377.4	9.3	国交省(鳥取)	鳥取県	鳥取市徳尾字蛇尾ノ三	西日本旅客鉄道(株)	II	未	未
4	7	徳吉歩道橋(上り)	(トクジホトウキョウ(ホリ))	国道29号	1995	158.0	4.3	国交省(鳥取)	鳥取県	鳥取市徳吉字前土居	西日本旅客鉄道(株)	I	不要	—
5	8	徳吉歩道橋(下り)	(トクジホトウキョウ(タリ))	国道29号	1980	147.9	4.3	国交省(鳥取)	鳥取県	鳥取市徳吉字前土居	西日本旅客鉄道(株)	II	未	未
6	16	八東水高架橋	(ヤツカミウカキョウ)	国道9号	2005	432.0	12.5	国交省(鳥取)	鳥取県	鳥取市気高町八東水	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
7	18	海蔵寺高架橋	(カイザウジゴカキョウ)	国道29号	1994	156.5	11.6	国交省(鳥取)	鳥取県	鳥取市紙子谷	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
8	20	三角跨線橋橋側歩道橋	(ミスマコセンキョウウツクホトウキョウ)	国道53号	1975	30.6	2.5	国交省(鳥取)	鳥取県	鳥取市用瀬町古用瀬	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
9	133	三角跨線橋	(ミスマコセンキョウ)	国道53号	1966	22.6	8.1	国交省(鳥取)	鳥取県	鳥取市用瀬町古用瀬	西日本旅客鉄道(株)	未	済	未
10	136	智頭高架橋	(チヌコウカキョウ)	国道373号(志戸坂峠道路)	2006	336.0	10.2	国交省(鳥取)	鳥取県	八頭郡智頭町中島	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
11	137	智頭ランプ橋	(チヌランプキョウ)	国道373号(志戸坂峠道路)	2003	220.0	8.5	国交省(鳥取)	鳥取県	八頭郡智頭町市瀬	西日本旅客鉄道(株)	未	済	未
12	138	東伯跨線橋	(トウハクコセンキョウ)	国道9号	2006	45.0	10.8	国交省(倉吉)	鳥取県	東伯郡琴浦町大字瀬下	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
13	139	園跨線橋	(ノコセンキョウ)	国道9号	2001	70.9	11.0	国交省(倉吉)	鳥取県	東伯郡湯梨浜町園字西茄子	西日本旅客鉄道(株)	未	済	未
14	153	今在家跨線橋(上り)	(イマザイゴコセンキョウ(ホリ))	国道9号	1989	14.7	17.7	国交省(倉吉)	鳥取県	米子市今在家字谷田	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
15	154	今在家跨線橋(上り)	(イマザイゴコセンキョウ(ホリランプ))	国道9号	2003	14.8	11.5	国交省(倉吉)	鳥取県	米子市今在家字谷田	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
16	155	今在家跨線橋(下り)	(イマザイゴコセンキョウ(タリ))	国道9号	1989	14.7	17.8	国交省(倉吉)	鳥取県	米子市今在家字谷田	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
17	156	今在家跨線橋(下り)	(イマザイゴコセンキョウ(タリランプ))	国道9号	2003	14.7	15.8	国交省(倉吉)	鳥取県	米子市今在家字谷田	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
18	157	日の出橋	(ヒデハシ)	国道9号	1962	11.0	16.8	国交省(倉吉)	鳥取県	米子市日の出町	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
19	1	東浜橋	(ヒガシハマハシ)	一般都道府県道陸上岩井線	1981	280.0	11.5	鳥取県(鳥取)	鳥取県	岩美町陸上	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
20	2	東浜大橋	(ヒガシハオオハシ)	一般国道(指定区間外)一般国道178号	2008	479.0	9.2	鳥取県(鳥取)	鳥取県	岩美町陸上	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
21	4	七坂橋	(シチサカハシ)	一般国道(指定区間外)一般国道178号	1980	27.0	10.4	鳥取県(鳥取)	鳥取県	岩美町大谷	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
22	10	二本松橋	(ニホンマツハシ)	一般都道府県道鳥取空港布勢線	1995	51.0	16.8	鳥取県(鳥取)	鳥取県	鳥取市湖山町	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況

資料3

〈西日本旅客鉄道株式会社 米子支社〉

No.	整理番号	跨線橋名	(フリガナ)	路線名	架設年次(西暦)	橋長(m)	幅員(m)	管理者	行政区域		関係する鉄道事業者	点検・修繕		
									都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
23	12	美萩野橋	(ミハギノハシ)	一般都道府県道 金沢伏野線	1972	11.5	13.0	鳥取県(鳥取)	鳥取県	鳥取市伏野	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
24	13	高浜橋	(タカハマハシ)	一般都道府県道 矢野鹿野線	1980	18.0	10.5	鳥取県(鳥取)	鳥取県	鳥取市気高町宝木	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
25	15	勝見大橋	(カチミオオハシ)	主要地方道 郡家鹿野気高線	1988	136.0	6.7	鳥取県(鳥取)	鳥取県	鳥取市気高町勝見	西日本旅客鉄道(株)	未	済	未
26	17	青谷跨線橋	(アオヤコセンキョウ)	一般都道府県道 原青谷線	2003	484.0	14.6	鳥取県(鳥取)	鳥取県	鳥取市青谷町青谷	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
27	22	東郷大橋	(トウゴウオオハシ)	主要地方道 三朝東郷線	1992	258.0	14.7	鳥取県(中部)	鳥取県	湯梨浜町引地	西日本旅客鉄道(株)	未	済	未
28	23	地赤橋	(チアカハシ)	主要地方道 倉吉青谷線	1980	39.0	15.0	鳥取県(中部)	鳥取県	倉吉市山根	西日本旅客鉄道(株)	Ⅲ	未	未
29	25	上井跨線橋(下り)	(アゲイコセンキョウ)	一般国道(指定区間外) 一般国道 179号	2007	56.3	21.5	鳥取県(中部)	鳥取県	倉吉市	西日本旅客鉄道(株)	Ⅱ	未	未
30	26	上井跨線橋(上り)	(アゲイコセンキョウ)	一般国道(指定区間外) 一般国道 179号	2007	56.3	21.5	鳥取県(中部)	鳥取県	倉吉市	西日本旅客鉄道(株)	Ⅱ	未	未
31	27	しもつわ橋	(シモツワハシ)	一般国道(指定区間外) 一般国道 313号	2006	257.0	11.4	鳥取県(中部)	鳥取県	北栄町下神	西日本旅客鉄道(株)	Ⅲ	未	未
32	29	宮ノ下橋	(ミヤジノタハシ)	一般都道府県道 上大立大栄線	不明	13.5	12.0	鳥取県(中部)	鳥取県	北栄町由良宿	西日本旅客鉄道(株)	Ⅱ	未	未
33	37	船望橋	(センボウハシ)	主要地方道 赤碓大山線	1996	40.0	7.5	鳥取県(中部)	鳥取県	琴浦町赤碓	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
34	39	劔野橋	(ツルギノハシ)	一般都道府県道 下市赤碓停車場線	1967	25.0	6.0	鳥取県(米子)	鳥取県	琴浦町梅田	西日本旅客鉄道(株)	Ⅰ	不要	—
35	40	金屋橋	(カナヤハシ)	一般都道府県道 赤碓中山インター線	2003	17.0	14.5	鳥取県(米子)	鳥取県	大山町田中	西日本旅客鉄道(株)	Ⅰ	不要	—
36	46	東坪橋	(ヒガシツツボハシ)	主要地方道 豊高御来屋線	1974	28.0	8.0	鳥取県(米子)	鳥取県	大山町東坪	西日本旅客鉄道(株)	Ⅲ	未	未
37	48	御来屋跨線橋	(ミクリヤコセンキョウ)	一般都道府県道 旧秦和西坪線	1990	21.0	13.0	鳥取県(米子)	鳥取県	大山町御来屋	西日本旅客鉄道(株)	Ⅰ	不要	—
38	51	大山口跨線橋	(ダイセングチコセンキョウ)	一般都道府県道 大山口停車場線	2007	20.0	11.0	鳥取県(米子)	鳥取県	大山町上野	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
39	52	淀江跨線橋	(ヨトエコセンキョウ)	一般都道府県道 淀江インター線	1996	33.0	16.0	鳥取県(米子)	鳥取県	大山町安原	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
40	53	中間橋	(ナカマハシ)	主要地方道 淀江岸本線	1978	19.0	11.0	鳥取県(米子)	鳥取県	米子市淀江町中間	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
41	54	桜橋	(サクラハシ)	一般国道(指定区間外) 一般国道 431号	1989	22.0	22.8	鳥取県(米子)	鳥取県	米子市淀江町佐陀	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
42	55	美濃橋	(ミノウハシ)	主要地方道 米子大山線	2005	14.0	21.3	鳥取県(米子)	鳥取県	米子市日本木	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
43	56	昭和新城橋	(シヨウワシンハシ)	一般国道(指定区間外) 一般国道 181号	1985	215.0	22.0	鳥取県(米子)	鳥取県	米子市昭和町	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況

資料3

(西日本旅客鉄道株式会社 米子支社)

No.	整理番号	跨線橋名	(フリガナ)	路線名	架設年次(西暦)	橋長(m)	幅員(m)	管理者	行政区域		関係する鉄道事業者	点検・修繕		
									都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
44	57	大谷大橋(下り)	(オオタニオオハシ)	一般都道府県道 米子広瀬線	2010	237.0	24.3	鳥取県(米子)	鳥取県	米子市大谷町	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
45	58	大谷大橋(上り)	(オオタニオオハシ)	一般都道府県道 米子広瀬線	2010	237.0	24.3	鳥取県(米子)	鳥取県	米子市大谷町	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
46	132	邑法高架橋	(オウホウコウカキョウ)	一般都道府県道 奥谷正運寺線	2000	270.0	12.5	鳥取県(鳥取)	鳥取県	鳥取市正運寺	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
47	134	柏谷大橋	(カシワタニオオハシ)	一般都道府県道 河原ノタ線	2010	95.0	10.0	鳥取県(鳥取)	鳥取県	鳥取市河原町郷原	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
48	141	枕田橋	(マクラダハシ)	主要地方道 津山智頭八東線	2003	158.0	12.8	鳥取県(八頭)	鳥取県	智頭町智頭	西日本旅客鉄道(株)	Ⅲ	未	未
49	142	天王橋	(テンノウハシ)	一般都道府県道 猪子原上石見停車場線	1986	18.0	9.2	鳥取県(日野)	鳥取県	日南町下石見	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
50	143	大倉橋	(オオクラハシ)	主要地方道 新見日南線	1975	18.0	14.3	鳥取県(日野)	鳥取県	日南町下石見	西日本旅客鉄道(株)	未	済	未
51	144	生山大橋	(シヨウヤマオオハシ)	一般国道(指定区間外) 一般国道 183号	2004	150.0	11.0	鳥取県(日野)	鳥取県	日南町生山	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
52	145	中普橋	(ナカスゲハシ)	一般国道(指定区間外) 一般国道 180号	1974	27.0	9.7	鳥取県(日野)	鳥取県	日野町中普	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
53	147	富士見橋	(フジミハシ)	一般国道(指定区間外) 一般国道 181号	1969	40.0	7.5	鳥取県(日野)	鳥取県	日野町根雨	西日本旅客鉄道(株)	未	済	未
54	149	本田橋	(ホンダハシ)	一般国道(指定区間外) 一般国道 181号	1970	16.0	7.5	鳥取県(米子)	鳥取県	伯耆町根雨原	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
55	150	大江橋	(オオエハシ)	主要地方道 倉吉江府溝口線	1989	305.0	9.2	鳥取県(米子)	鳥取県	伯耆町大江	西日本旅客鉄道(株)	Ⅲ	未	未
56		八郷口橋	(ヤコウガチハシ)	主要地方道 名和岸本線	1972	59.0	1.5	鳥取県(米子)	鳥取県	伯耆町吉定	西日本旅客鉄道(株)	未	済	未
57	152	吉長陸橋	(ヨシナガリツキョウ)	主要地方道 淀江岸本線	1978	19.0	7.0	鳥取県(米子)	鳥取県	米子市福万	西日本旅客鉄道(株)	未	済	未
58	158	米原跨線橋	(ヨネハラコセンキョウ)	一般都道府県道 而三柳後藤停車場線	1997	114.0	9.0	鳥取県(米子)	鳥取県	米子市	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
59	159	大篠津跨線橋	(オオシヅツコセンキョウ)	主要地方道 米子境港線	2008	41.0	8.7	鳥取県(米子)	鳥取県	米子市大篠津町	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
60	160	美保航空橋	(ミホウクウコウハシ)	一般都道府県道 米子空港線	1992	58.0	12.8	鳥取県(米子)	鳥取県	境港市財ノ木町	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
61	161	境跨線橋	(サカイコセンキョウ)	主要地方道 米子境港線	1983	129.0	20.0	鳥取県(米子)	鳥取県	境港市馬場崎町	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
62	9	岩吉陸橋	(イワヨシリツキョウ)	市区町村道(1級) 岩吉陸橋線	1973	260.0	7.9	鳥取市	鳥取市	鳥取市岩吉	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
63	11	大学橋	(ダイガクハシ)	市区町村道(その他) 大学線	1966	13.2	12.8	鳥取市	鳥取市	鳥取市湖山町北1丁目	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
64	14	勝見跨線橋	(カチミコセンキョウ)	市区町村道(その他) 浜村橋内線	1982	34.0	2.1	鳥取市	鳥取市	鳥取市気高町勝見	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況

資料3

(西日本旅客鉄道株式会社 米子支社)

No.	整理番号	跨線橋名	(フリガナ)	路線名	架設年次(西暦)	橋長(m)	幅員(m)	管理者	行政区域		関係する鉄道事業者	点検・修繕		
									都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
65	135	柏越跨線橋	(カンゴエコセンキョウ)	市区町村道(2級) 山手釜口線	1983	12.6	6.6	鳥取市	鳥取県	鳥取市河原町郷原	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
66	24	倉吉駅自由通路橋	(クラヨシエキシユウツウロキョウ)	市区町村道(その他) 倉吉駅南北線	2011	24.3	6.0	倉吉市	鳥取県	倉吉市上井	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
67		ふるさと大橋	(フルサトオオハシ)	町道三田線	1998	90.4	8.2	智頭町	鳥取県	智頭町	西日本旅客鉄道(株)	I	不要	—
68	140	ふれあい橋	(フレアイハシ)	市町村道(その他) 駅裏線	1994	54.1	3.5	智頭町	鳥取県	智頭町智頭	西日本旅客鉄道(株)	I	不要	—
69	19	つわぶき大橋	(ツワブキオオハシ)	市区町村道(2級) 小学校線	2000	59.0	8.5	湯梨浜町	鳥取県	湯梨浜町大字泊	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
70	21	新往来橋	(シンオウライキョウ)	市区町村道(その他) 簡地原線	1993	19.0	6.5	湯梨浜町	鳥取県	湯梨浜町大字園	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
71	34	東伯大橋(下り)	(トウハクオオハシ(カダリ))	主要地方道 東伯野添線	1992	140.0	22.0	琴浦町→鳥取県(中部)	鳥取県	琴浦町下伊勢	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
72	35	東伯大橋(上り)	(トウハクオオハシ(ノボリ))	主要地方道 東伯野添線	1994	140.0	22.0	琴浦町→鳥取県(中部)	鳥取県	琴浦町下伊勢	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
73	36	ゴリン橋	(ゴリンハシ)	市区町村道(その他) 八幡小通学道線	1970	36.1	1.9	琴浦町	鳥取県	琴浦町八幡	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
74	38	赤碓駅自由通路	(アカサキエキシユウツウロ)	市区町村道(その他) 赤碓駅南線	2014	52.9	3.0	琴浦町	鳥取県	琴浦町赤碓	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
75	28	駅西歩道橋	(エキニシホドウハシ)	市区町村道(その他) 由良別所線	1984	72.6	3.0	北栄町	鳥取県	北栄町由良宿	西日本旅客鉄道(株)	II	未	未
76	30	井上橋	(イノウエハシ)	市区町村道(その他) 妻波スクエ線	1984	19.9	6.0	北栄町	鳥取県	北栄町妻波	西日本旅客鉄道(株)	II	未	未
77	31	妻波橋	(ツマナミハシ)	市区町村道(1級) 妻波青木線	1984	19.9	6.0	北栄町	鳥取県	北栄町妻波	西日本旅客鉄道(株)	II	未	未
78	32	番ノ木橋	(ハンキハシ)	市区町村道(その他) 大谷青木線	1979	20.6	6.0	北栄町	鳥取県	北栄町大谷	西日本旅客鉄道(株)	III	未	未
79	33	塚畑橋	(ツカハタケハシ)	市区町村道(1級) 大谷新川桜池線	1983	19.9	6.0	北栄町	鳥取県	北栄町大谷	西日本旅客鉄道(株)	III	未	未
80	41	内ノ蔵橋	(ウチノクラハシ)	市区町村道(2級) 阿弥陀山栄田線	1978	21.0	6.5	大山町	鳥取県	大山町中	西日本旅客鉄道(株)	II	未	未
81	42	新長野橋	(シンナガノハシ)	市区町村道(その他) 新長野橋線	1992	25.0	5.0	大山町	鳥取県	大山町長野	西日本旅客鉄道(株)	II	未	未
82	43	長野橋	(ナガノハシ)	市区町村道(その他) 長野二本松線	1975	22.0	4.0	大山町	鳥取県	大山町長野	西日本旅客鉄道(株)	II	未	未
83	44	豊成橋	(トヨシゲハシ)	市区町村道(2級) 陣構木料線	1976	27.0	5.1	大山町	鳥取県	大山町豊成	西日本旅客鉄道(株)	III	未	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況

資料3

〈 西日本旅客鉄道株式会社 米子支社 〉

No.	整理番号	跨線橋名	(フリガナ)	路線名	架設年次(西暦)	橋長(m)	幅員(m)	管理者	行政区域		関係する鉄道事業者	点検・修繕		
									都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
84	45	倉谷橋	(クラダニハシ)	市区町村道(1級)倉谷真子川線	1983	28.0	8.2	大山町	鳥取県	大山町倉谷	西日本旅客鉄道(株)	Ⅲ	未	未
85	47	みどり区歩道橋	(ミドリケンポトウキョウ)	市区町村道(その他)みどり区線	1989	17.2	3.4	大山町	鳥取県	大山町御来屋	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
86	49	御来屋橋	(ミクイヤハシ)	市区町村道(1級)名和小学校線	1989	31.6	11.0	大山町	鳥取県	大山町御来屋	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
87	50	新上野橋	(シンウエハシ)	市区町村道(1級)神原福麗線	1971	17.0	5.9	大山町	鳥取県	大山町上野	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
88	146	摩利支天橋	(マリジテンキンヨウ)	市区町村道(その他)下壇原線	1977	20.0	3.0	日野町	鳥取県	日野町下壇	西日本旅客鉄道(株)	未	未	未
89	148	江府橋	(コウフハシ)	米子自動車道		53.2	7.5	NEXCO(米子)	鳥取県	江府町大字佐川	西日本旅客鉄道(株)	未	修繕中	未

※記入方法

- ・判定区分：点検実施済みの場合は判定区分「Ⅰ～Ⅳ」、点検未実施の場合は「未」を記入
- ・修繕実施状況：修繕実施済みの場合は「済」、修繕未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「不要」を記入
- ・再判定区分：修繕後、再判定実施済みの場合は再判定区分、再判定未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「-」を記入

※連続高架橋等、点検・修繕の対象箇所が複数ある場合、跨線橋の状況を記入

跨線橋の点検結果及び修繕状況

資料3

〈 智頭急行株式会社 〉

No.	整理番号	跨線橋名	(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道 事業者	点検・修繕		
									都道府県	市町村		判定 区分	修繕 実施状況	再判定 区分
90	1	笹尾高架橋	(ササオコウカキョウ)	一般国道373号	1994	487.0	10.5	国交省(鳥取)	岡山県	西粟倉村	智頭急行 株式会社	II	未	未
91	2	大原インター橋	(オオハラインターチエ ンシキョウ)	中国横自動車道姫路高取 線鳥取自動車道	2007	168.5	12.9	国交省(鳥取)	岡山県	美作市	智頭急行 株式会社	I	不要	未
92	3	宮本橋	(ミヤモトハシ)	中国横自動車道姫路高取 線鳥取自動車道	2006	226.0	10.2	国交省(鳥取)	岡山県	美作市	智頭急行 株式会社	I	不要	未
93	4	佐用川橋	(サヨウカワハシ)	中国横自動車道姫路高取 線鳥取自動車道	2008	239.7	10.2	国交省(鳥取)	兵庫県	佐用町	智頭急行 株式会社	未	未	未

※記入方法

- ・判定区分：点検実施済みの場合は判定区分「I～IV」、点検未実施の場合は「未」を記入
- ・修繕実施状況：修繕実施済みの場合は「済」、修繕未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「不要」を記入
- ・再判定区分：修繕後、再判定実施済みの場合は再判定区分、再判定未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「-」を記入

※連続高架橋等、点検・修繕の対象箇所が複数ある場合、跨線部の状況を記入

跨線橋の点検結果及び修繕状況

資料3

〈 若桜鉄道株式会社 〉

No.	整理番号	跨線橋名	(フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・修繕		
									都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
94	1	船岡第二高架橋	(フナオカダイニコカキョウ)	河原インター線	2010	315.0	8.5	鳥取県	鳥取県	八頭町	若桜鉄道株式会社	未	未	未
95	2	翠陸橋	(ススイロカハシ)	八頭高等学校前線	1994	15.5	11.7	八頭町	鳥取県	八頭町	若桜鉄道株式会社	未	未	未
96	3	下濃橋	(シモノハシ)	上野線	1979	14.6	6.8	八頭町	鳥取県	八頭町	若桜鉄道株式会社	未	未	未

※記入方法

- ・判定区分：点検実施済みの場合は判定区分「Ⅰ～Ⅳ」、点検未実施の場合は「未」を記入
- ・修繕実施状況：修繕実施済みの場合は「済」、修繕未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「不要」を記入
- ・再判定区分：修繕後、再判定実施済みの場合は再判定区分、再判定未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「-」を記入

※連続高架橋等、点検・修繕の対象箇所が複数ある場合、跨線部の状況を記入

跨線橋の点検結果及び修繕状況

資料3

〈 王子製紙株式会社 〉

No.	整理番号	跨線橋名 (フリガナ)	路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者		点検・修繕		
								都道府県	市町村	王子製紙株式会社	判定区分	修繕実施状況	再判定区分	
97	1	日吉津橋 (ヒエツバシ)	一般国道9号	1972	55.0	18.5	国交省(倉吉)	鳥取県	日吉津村	王子製紙株式会社	未	未	未	未

※記入方法

- ・判定区分:点検実施済みの場合は判定区分「I～IV」、点検未実施の場合は「未」を記入
 - ・修繕実施状況:修繕実施済みの場合は「済」、修繕未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「不要」を記入
 - ・再判定区分:修繕後、再判定実施済みの場合は再判定区分、再判定未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「-」を記入
- ※連続高架橋等、点検・修繕の対象箇所が複数ある場合、跨線部の状況を記入

熊本地震を踏まえた耐震対策の推進

2. 道路構造物の被災・応急復旧

資料4

H28.6.23 基本政策部会資料

課題

- 緊急輸送道路の橋梁及び緊急輸送道路を跨ぐ橋梁に被害が生じ、早期復旧できない事例がみられた。
- 水平方向の抵抗力を受け持たないロッキング橋脚を有する特殊な橋梁が落橋した。
- 集水地形等の盛土の崩壊や切土法面の崩壊、道路区域外からの落石や岩盤崩落が発生した。



今後の対応についての論点

- 緊急輸送道路の橋梁及び緊急輸送道路を跨ぐ橋梁について、耐震補強等を加速化すべきではないか。
- ロッキング橋脚を有する他の橋梁について、適切な耐震補強または撤去を実施すべきではないか。
- 緊急輸送道路において、集水地形上の盛土等に対し、点検を実施して必要な対策を講じるべきではないか。
- 道路区域外からの落石等に対し、制度見直しを含めた検討が必要ではないか。

緊急輸送道路の橋梁等の被害



写真-5 九州自動車道 (木山川橋)



写真-6 熊本高森線 (桑鶴大橋)



写真-7 九州自動車道を跨ぐ跨道橋(神園橋)

特殊な構造を有する橋梁の被害



写真-8 ロッキング橋脚を有する橋梁の落橋(府領第一橋)

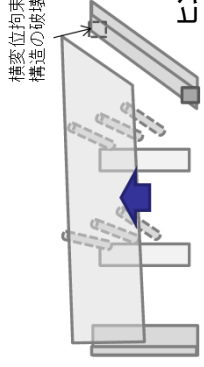


図-6 想定される落橋メカニズム(平面上部より)

図-7 想定される落橋メカニズム(橋軸直角方向より)

盛土崩壊



写真-9 国道443号 (益城町)



写真-10 九州自動車道 (益城町)

ロックング橋脚を有する橋梁の落橋

- 熊本県内の高速道路を跨ぐ跨道橋において、4橋が被災し、このうち1橋が落橋した。
- 落橋した橋は、上下端がヒンジ構造の複数の柱で構成され、単独では自立せず、水平方向の上部構造慣性を支持することができない特殊な橋脚(ロックング橋脚)を有する橋であった。
- 同橋は、耐震設計基準に準拠して橋台部に横変位拘束構造が追加設置されていたが、大きな地震力により横変位拘束構造が破壊され、上部構造の鉛直支持を失い落橋に至ったと考えられる。
- 同様の構造は大地震時に落橋に至る可能性があるため、適切な補強又は撤去を行うことが必要。

表-1 被災した跨道橋

橋梁名	管理者	跨道橋下路線名	主な被害の状況
ふりょう 府領第一橋	熊本県	九州自動車道	落橋(ロックング橋脚)
ひらつばし 一ツ橋側道橋	熊本県	九州自動車道	鋼桁のずれ(支承損傷、段差発生)
こうそ 神園橋	熊本市	九州自動車道	橋脚傾斜(ロックング橋脚)
ひらき 日向二号歩道橋	熊本市	九州自動車道	橋脚損傷



写真-1 府領第一橋(落橋前)



写真-2 横変位拘束構造の破壊、落橋(県道小川嘉島線・府領第一橋)

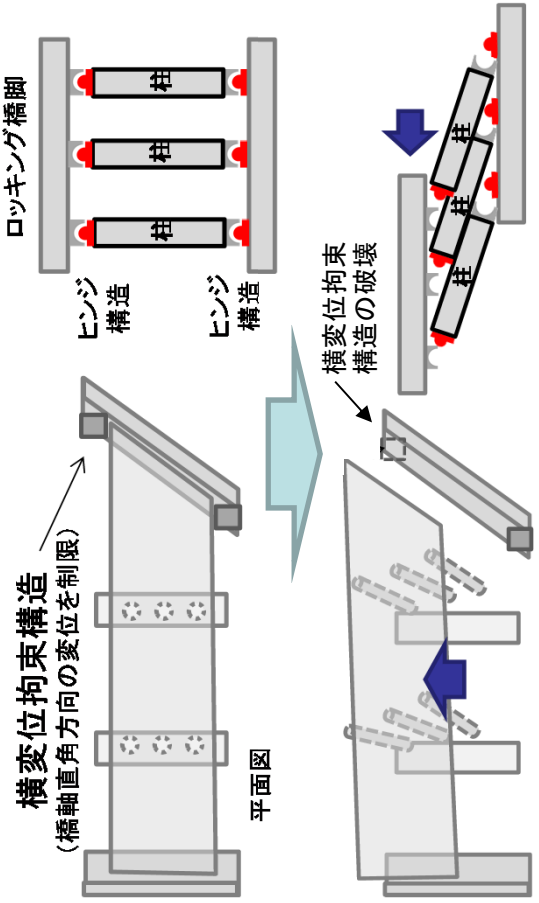


図-1 府領第一橋の想定落橋メカニズム

- ・上下端にピボット支承が取り付けられた橋脚(両端ヒンジ構造)
- ・ピボット支承は鉛直力支持機能と回転機能を有する構造(水平力支持機能を有さない)

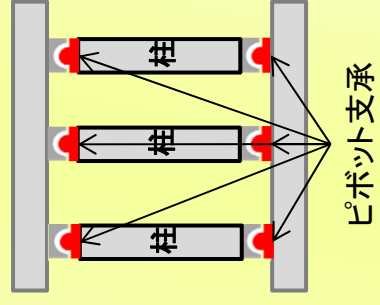


図-2 ロックング橋脚

ロックキング橋脚の耐震補強の考え方

資料4

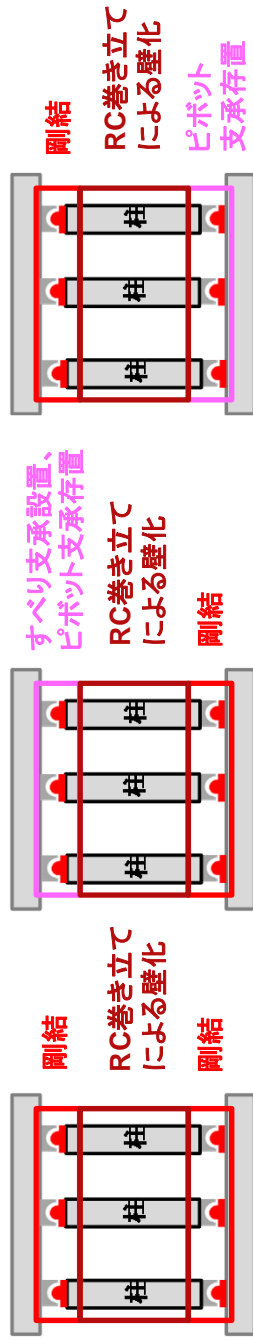
H28.6.24 道路技術小委員会資料

- 単独では自立できず、大規模地震による変位が生じると不安定となるロックキング橋脚を有する橋梁では、支承部の破壊により、落橋に至る可能性がある。
- よって、部分的な破壊が落橋につながることを防ぎ、速やかな機能回復を可能とする構造系への転換が必要。
 - ・ ロックキング橋脚に必要な安定性(自立性：水平・鉛直方向に対する抵抗力)の確保
 - ・ 支承破壊による落橋モードを想定した、落橋防止システムの装備

【対策の考え方】

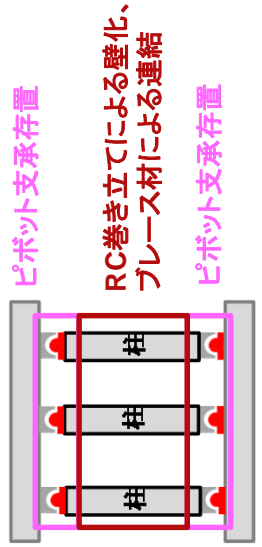
○ロックキング橋脚の安定性を確保するための構造とする

① 単独で自立可能な構造(完全自立構造)を基本とする



ピポット支承には、逸脱防止構造を設置

② 施工上の制約がある場合等には、橋軸方向には単独で自立できないが、橋軸直角方向には自立する構造(半自立構造)とする



ピポット支承には、逸脱防止構造を設置

橋軸方向の抵抗力は別途確保が必要

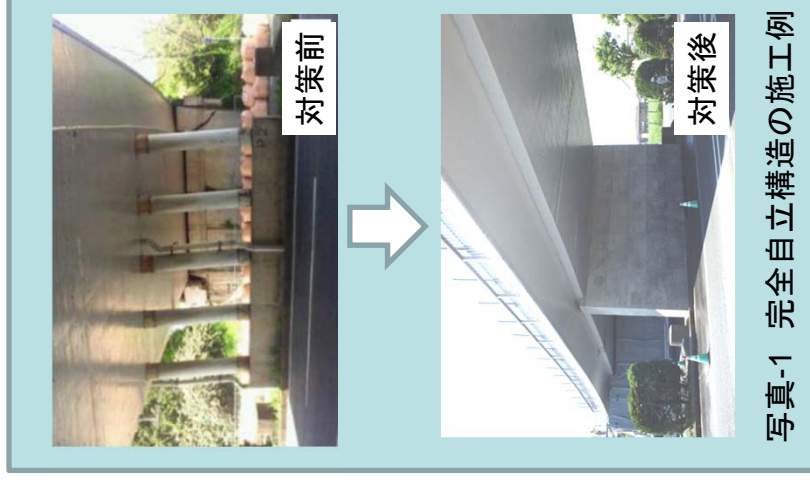
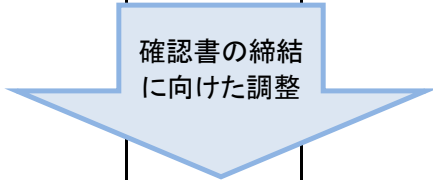



写真-1 完全自立構造の施工例

道路鉄道連絡会議 省令改正後のスケジュール(案)

時期	地方整備局	メンテナンス会議事務局	地方公共団体	高速道路会社	鉄道会社
H29.1	事前協議				
2					
3	第1回道路鉄道連絡会議の開催				
	確認書の締結 (JR貨物)	確認書の締結(その他の鉄道会社)			
					
4	